



豊島区区政地区協力員感謝会

堯足以來既に四年を経過し——な効果を挙げて來た区政地区——を以て既報の如く、第四期協  
その間本区区政史上に翻期的——協力員は、区政公報第五一號——力員の任期は、昨年末をもつ  
写真上挨拶を述べる須藤区長  
写真下新任者代表に委嘱状交付

豊島公会堂に於て開催  
心品贈呈及委嘱状交付を行う  
擧げて來た区政地区を以て既報の如く  
、区政公報第五一号力員の任期は、昨  
真上挨拶を述べる須  
写 下新任者代表に委嘱

公政大臣萬壽無疆

昭和 29 年 3 月 5 日  
第 53 号  
發行所  
豊島區役所 1/642 香椎  
豊島區役所  
電話発行人  
自 治 技 奥 西  
電話番號 (97) 1101-6  
印 刷 所  
音羽印刷株式会社

目 次	
一、豊島区区政地区協力員 感謝会	一頁
一、区政地区委員会開催状況	一頁
一、騒音防止に関する条例の解説	二頁
一、昭和二十九年度の住宅金融公庫の借入申込について	四頁
て満了のところ、その効果ある運営と実体的活動を期待するため、一年を延長し本年十二月末日まで、御配慮を煩わすこととなつたので、豊島区政地区協力員感謝会を、協力員各位の一年間の御労苦に対する、感謝慰安を行うとともに、併せて昭和二十八年中に御都合により退職された方及び不幸にして死亡された方並に今回新たに就任された方々に対する感謝状及記念品贈呈並委嘱状の交付を兼ねて去る二月十八日午後一時より、吾等が文化殿堂鬼島公会堂に於て盛大に開催された。	
この日は朝来より豪り勝の空模様乍ら、参会者の出足も早く午后零時三十分開館と共に定刻には満員の状況となり午后一時松沢自治振興課長の司会により開式、冒頭、本区須藤区長の協力員多年の御労苦に対する感謝と任期延長に伴う倍旧の協力を要請する旨の挨拶があり、続いて木村助	

### 各地区協力員、地区委員現況

地区別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	計	
委員数	22	22	19	18	17	18	13	9	19	157	
協力員数	再任者	159	134	125	99	56	88	53	78	65	851
	新任者	8	10	7	3	1	5	5	5	1	45
計	167	144	132	102	57	93	58	78	66	897	

役より新任者に対する委嘱状交付、退職者に対する慰謝状及記念品の贈呈、留任者に対する記念品の贈呈があり、次いで、早川区議会議長、松本自治振興委員長、佐久間区政地区委員長代表の挨拶があつて宮坂区役云副議長の発声による万才三唱が力強く行われ式を開ちた。

二月中における  
区政地区委員会  
開催状況

記

鹿島地区区政地区委員会の二月定期会は左記の日程により各地共夫々区役所関係課長の出席を得て開催された。主なる協議事項は次の通りである。

一、伝染病予防委員の改選について

二、鹿島衛生相談員の任期延長について

三、その他

二月四日午後一時 程

二月五日午後三時 第三 地区

二月十一日午前九時 第一 地区

二月十六日午后七時 第九 地区

二月二十四日午后一時 第六 地区

二月二十三日午后二時 第五 地区

二月二十九日午前十時 第七 地区

二月十三日午前九時 第二 地区

二月二十六日午前九時 第四 地区

二月二十七日午后一時 第八 地区

二月二十七日午后三時 第三 地区

## 騒音を防止しましよう

騒音の防止について都民に  
新たな義務が課されました

### 騒音の防止に関する条例の解説

去る二月一日から東京都条例として騒音防止条例が施行されました。【騒音とは何】か。

これから、条例の主旨に従つて騒音防止対策の沿革・取締などについて考えてみます。

家でも学校でも職場でも街頭でも私たちを悩ましている騒音は、近ごろの世論の関心の一つの中心となつています。

「これは何とかしなければならない」というので、東京都では、昭和二十五年以來この問題をとり上げてまいりました。しかし当時は、まだ都民生活も安定せず世間一般的の関心も少なかつたので、しばらく足踏みの状態にあつたわけです。ところが騒音の実状は年を追うにしたがつて烈しくなつてきました。ことに自動車が戦前の最高台数の二倍以上に達するという増え方をしているため、路面交通の量が非常に大きくなり、車が走行する騒音が非常に大きくなり、都電、国鉄、私鉄などを含めた交通機関からくる騒音がび

つくりするほど強くなつています。また街頭の広告放送その他の商業放送も交通騒音と競い合つて、ますます大きな音をだすようになつてきました。一方市民生活も、ようやくとりができてしまいまして日常生活に対する文化的配慮というような点にも眼が向けられるようになつてきました。昨年の夏ごろから騒音の問題についての新聞やラジオの報道、都民室や警察への苦情や投書などが急に目立つようになりました。そこで東京都その他の団体からも意見の具申が行われたりしたのは、この間の事情をもの語るものであります。やはり、東京商工会議所の「東京都騒音対策委員会」は、知事を会長と上昇、このための委員会を設けることにして、昨年十二月の都議会でその条例が可決されました。この「東京都騒音対策委員会」は、知事を会長とし十五名の学識経験者、六名の関係官吏、九名の都職員で組織され、世論の反映と専門的知識のうえに適切な対策を研究する機関であります。今年の一月六日に設置されてからすでに三回の総会と十数回

の専門部会が開かれ、去る二月五日には知事に対しても騒音防止の具体的方策が答申されました。

騒音とは

この答申の内容にふれる前に少し騒音といつもののが、どういう性質をもち、どういう源からできて、また法律でそれを取締っているかということを考えてみましょう。

騒音といつ観念をもつと細かく分けて考えてみますと、

騒音といつ音というのですから、音のうち騒音といつ条件をもつているものと、いうことに

音の強さを測るのに「ボン」

くない制約を加えるものでありますから、非常に重要な意義をもつ条例であるといえます。すると定めています。

まず「音響機器（ラジオ、テレビ、拡声器、蒸音器、電鈴など）や楽器からなる音で知事が定めた音量の基準を超えるものはすべて騒音」ということになります。次に音声、人の動作による音、工場公害防止条例の取締を受けない工場や事業場などの設備や作業などからなる音その他いろいろの音であつて、近所となりうるさくて人に迷惑をかけるものも騒音となります。したがつてこの場合は、近所の人からうるさいという申立てがあつて始めて騒音となるわけです。

そして第四条では、このような騒音を何人も発してはいけないし、またラジオやテレビの受信を妨げることのないように一般的に注意しております。さらに学校、病院の近所、午后十一時から翌日の午前九時までの夜の時間など特に静かなことが必要な場所、時間については、特別の制限をしております（第五条、第六条）。また拡声放送により宣伝を行う者や料飲店、遊技場、劇場などの風俗営業者等の営業関係では、特に騒音を

高出する量も機会も多いので細かく制限を設けております(第八条、第九条)。又自動車の警音器については「道路運送車両法」で音量の基準を定めていますから、条例では車両を運転する人に対して警笛をやたらに鳴らさないように細かく定めております(第十条)。なお、火事、水害、犯罪などの場合のサイレン、半鐘、消防車、救急車など。あるいは夜遅りの拍子木、時報など公共的なもので必要やむを得ないものと一般から認められているものは、この取締を受けないことになつております。

取締の方法と罰則

の考え方であります（第十三条  
ないし第十六条）。なおこの  
罰則は使用人その他の従業者  
が違反した場合は、その使用  
主も併せて罰則の適用がある  
ようにして取締を徹底させる  
ようにしております。

条例が施行されることになります。工場騒音など解決できない問題が残つております。まだまことに静かな東京は実現できません。騒音対策委員会では引き続きこれらの問題の調査審議を進めておりますから、近い将来にその成果が得られるものと思います。

いまや騒音は重要な都市問題です。法律的にも経済的にも技術的にもなかなかむづかしい内容を含んでおります。これは地方公共団体だけでなく国をはじめ各方面の理解ある援助が是非とも必要なのです。しかし今度の「騒音の防止に関する条例」を作りあげたような世論の力、自分たちの生活環境をよくしたいという熱意のある限り、これらの方も着々実現され、住みよい美しい私たちの東京の前途が明るく期待できるものとええましょう。

卷之三

並びに音声、動作音及び作業者等で附近の静穏を害するものをいう。

二、音響機器、ラジオ、テレビジョン、扩声器、蓄音器（電気蓄音器を含む）電鈴その他の発音器をいう。

三、楽器 有鍵楽器、吹奏楽器、弦楽器、打楽器等をいう。

四、音声 語声、歌声、怒声及び叫声をいう。

五、動作音 人体の動作により発する音をいう。

六、作業音 工場、事業場等の設備又は作業により生ずる音をいう。

(音量の基準の決定)

第三条 知事が前条第一号の音量の基準を決定するに当つては、東京都騒音対策委員会の意見をきくものとする。

(注意義務)

第四条 何人も騒音を発し、又はラジオ、テレビジョン等の受信を妨げることのないよう注意しなければならない。

(学校又は病院周辺の静穏保持)

第五条 学校又は病院の周辺においては授業又は医療に支障のある音を発してはならない。

(夜間静音保持)

第六条 午後十一時から翌日午前六時までの間ににおいては、祭礼、祝おどりその他の屋外催物により音を発しその他屋外又は屋内から明

等の受信

<p>戸、動作音及び作 業音、ラジオ、テレ ビ、拡声器、蓄音器 等を含む)電鈴 、発音器をいう。</p> <p>有縫楽器、吹奏樂 器、打樂器等をい う。</p> <p>語声、歌声、怒声 をいう。</p> <p>人体の動作によ る音をいう。</p>	<p>工場、事業場等 は作業により生ず る。</p> <p>(例外規定)</p> <p>第七条 前三条の規定 わらず時報その他公 めにするもので、一 (宣伝を行う者の遵守 第八条 拡声放送によ り守しなければならな し、非常災害その他 を行ひ者は、次の事 むを得ないものは、 りでない。</p>
<p>事務所、テレビジョン を妨げることにな 注意しなければな る音を発してはな 病院周辺の静穏保 持)</p>	<p>準の決定)</p> <p>事が前条第一号の 準を決定するに當 東京都騒音対策委 見をきくものとす う。</p>
<p>人も騒音を発し、 オ、テレビジョン を妨げることにな 注意しなければな る音を発してはな 病院周辺の静穏保 持)</p>	<p>一、午後七時から翌日 時までの間は、放送 こと。</p>
<p>後十一時から翌日 までの間ににおいて 、然おどりその他 物により音を発し 外又は屋内から明 い。</p>	<p>二、放送時間中におい て十五分以上の休止 おくこと、</p> <p>三、五十メートル以 において二箇以上 により同時に放送し と。</p> <p>四、巾員五メートル未 溝においては直接居 けで放送しないこと と。</p> <p>五、地上十メートル以 さから放送しないこ と。</p> <p>六、拡声器を五メートル の高さに取付けると 角度を三十度ないし 度下方に向けること (風俗営業者等の遵守 第九条 カフェー、料 遊技場その他の風俗 及び劇場、映画館等 場及び飲食店におい 響機器及び楽器を貯 に向けて使用しては な。</p>

しては  
にかゝ  
共のた  
時的の  
ない。  
事項)の  
する宣伝  
項目を遵  
い。但  
緊急や  
この限  
午前八  
しない  
ては毎  
時間を  
距離  
拡声器  
ないこ  
満の道  
外に向  
上。高  
と。  
ル以上  
きは、  
四十五  
。

(車両を運転する者の遵守事項)

第十条 車両を運転する者は、警音器の使用について次の事項を遵守しなければならない。

- 一、学校、病院その他他静穏を必要とする場所の周辺においてみだりに鳴さないこと。
- 二、交叉点等において前車の発進を促すためにみだりに鳴さないこと。
- 三、ことさらに他の車両をかきわけて進行するために鳴らさないこと。
- 四、その他客引、あいさつ、発着の知らせ等不必要な合図のために鳴らさないこと。  
(警告、制止、立入調査)

第十一條 関係公務員は、第四条ないし第六条の規定に違反する者に警告を発し又はその者の行為を制止することができる。

2 前項の場合において関係公務員は、調査のため必要な限度においてその場所に立ち入ることができる。

3 前項の立入検査をする場合は、知事の定める証票を携帯しなければならない。  
(行政命令)

第十二条 知事は、騒音を発する器具等の所有者又は管理者等が第四条ないし第六条又は第八条ないし第十一条の規定に違反した場合においては、その者に対し騒音防止のため必要な処置をとることができる。

第三条の規定は、前項の

(罰則) 場合に準用する。

## 昭和二十九年度の住宅金融公庫の 借入申込みについて

当該市町村長の指定する区域		市町村部		市町村部	
第三種区域		第四種区域		第五種区域	
申込の受付期間	申込場所	区	部	区	部
三月十五日から三月二十一 七日まで	申込者	第三種区域のうち 次の区域に所在す る区域。 銀座、新橋、日 本橋、浅草、神田、 上野、荒谷、池袋。	市町村	当該市長の指定す る区域。	市町村
○融資坪数十五坪以下の申 込者は住宅金融公庫指定 金融機関で 十五坪を超えて二十坪まで の融資の申込者は住宅金 融公庫東京営業所(都電 小石川橋駅、公庫建物内) で取扱う。	イ申込者、昭和二十八年六 月借入申込したもので住 宅の床面積中五十平方メー トル(約十五坪)以下 の坪数につき融資を希望 する者	(註) 本表において地域若し くは地区とは、都市計画法 による管轄区域	当該市長の指定す る区域。	第二種区域のうち 巾員二〇メートル 以上の道路、広場 に直轄する建物 の所在する区域。	当該市町村の指 定する区域。
申込者の区分	申込者、イ申込者、 ロ申込者、イ申込者と 同様の者で、住宅 実績を有する者	申込者、イ、ロ申込者と 外の者であつて住宅の床 面積中五十平方メートル を超えて、六十七平方メー トル以下の坪数につき融 資を希望する者	申込者、イ、ロ申込者と 外の者であつて住宅の床 面積中五十平方メートル を超えて、六十七平方メー トル以下の坪数につき融 資を希望する者	第三種区域 第四種区域 第五種区域	第三種区域 第四種区域 第五種区域
4	昭和二十九年度の住宅金融公庫の 借入申込みについて	の床面積中五十平方メー トルを超えて六十七平方メー トル(約二十坪)以下 の坪数につき融資を希望 する者。	ハ申込者、イ、ロ申込者と 外(新規申込者を含む。以 下同じ)の者であつて 住宅の床面積中五十平方 メートル以下の坪数につ き融資を希望する者	第一種区域 第二種区域 第三種区域	第一種区域 第二種区域 第三種区域

受託地方公共団体に対する設計審査申請書提出用  
果は、抽せんの結果に因

5	店舗等併用住宅の取扱 面積が約六十坪以下で、 住宅部分がその二分の一 以上を占めるもの	
6	申込の区分の変更 金銭機関由込受付期間終了後の申込区分(イ、ロ、ハ、ニ)の相互の変更に理由の如何を問わざ一切認められない。	
7	建設予定地の変更 申込受付期間終了後、申込書に記載した建設予定地については、止むを得ない事情のあるものの又亥所の承認を得て変更を認められる。	
8	設計審査の申請期限等 ○抽選人に当せんした者の受託地方公共団体に対する申込書類等提出期限は、抽せんの結果に関する通知書発送の日から起算し四十三日(最終日が休日に当るときはその翌日まで、以下同じ)以内に設計経営に合意した者(貸付予定者)が貸付契約締結の申出を行い得る期間は設計審査に含めし(貸付契約締結の申出を行い得る期間は設計審査の申請を行った日から十五日以内)。貸付契約を締結した者が受託地方公共団体に対する契約締結の申出を行い得る期間は、貸付契約締結の日から六十日以内。	
9	建物の坪当単価 木造 三万四千円 木骨筋火造 三万六千円 RC筋耐震構造 四万六千円 RC耐震構造 五万四千円 木造の八割まで融資を交付されます。 以上	